

京 都 府 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年2月6日(火) 午前10時00分～午前11時00分
2. 開催方法 W e b 会 議
3. 出席者数 理 事 15名(委任状による代理出席及び委任状含む)
事務局 8名
4. 付議事項

【議決事項】

(1) 令和5年度分

- 議第47号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 議第48号 京都府国民健康保険団体連合会国保情報集約事務共同電算処理業務規則の廃止
- 議第49号 京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険事務共同電算処理委員会規程の廃止
- 議第50号 京都府国民健康保険団体連合会健康総合対策事業委員会規程の廃止

(2) 令和6年度分

- 議第1号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画
- 議第2号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課
- 議第3号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算
- 議第4号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- 議第5号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算
- 議第6号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算
- 議第7号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- 議第8号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- 議第9号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- 議第10号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- 議第11号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算
- 議第12号 京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正
- 議第13号 京都府国民健康保険団体連合会職員の定年の引上げ等に係る関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定
- 議第14号 京都府国民健康保険団体連合会物品貸出規則の一部改正
- 議第15号 京都府国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止

議第 16 号 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定
議第 17 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【その他】

令和 5 年度第 1 回外部監査結果報告に対する措置（監事報告）について

5. 議事内容

（理事長挨拶）

皆さん、おはようございます。

本日、国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、京都府の能勢医療保険政策課長にも、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和 5 年度分の補正予算など 4 件と、令和 6 年度分は、事業計画や一般会計歳入歳出予算など 17 件について、ご審議をお願いしております。

また、令和 6 年度事業計画における主な取組や予算の編成の基となる令和 6 年度における財政運営上の課題と手数料等の改定について、昨年 11 月 17 日の総務委員会においてご審議をいただいておりますので、審議状況について委員長報告を聴取することとしております。そのほか、外部監査結果報告に対する措置について、事務局から説明があります。

議決事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

（議 長）

それでは、議事に入りますが、はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

ご異議のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

（議 長）

それでは久御山町の信貴町長さん、伊根町の吉本町長さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（議 長）

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の令和 5 年度分、議第 47 号「令和 5 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（事務局：総務課長）

議第 47 号 令和 5 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

資料の 9 頁をお開きいただき、参考として添付している「令和 5 年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いて、ご説明させていただきます。

職員退職手当金特別会計の補正は、補正額が 2,899 万 6 千円で、退職給付引当資産積立

金繰入金を財源とした自己都合退職者に対する退職手当金の補正でございます。
補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 47 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 47 号については次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 48 号「国保連合会国保情報集約事務共同電算処理業務規則の廃止」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料の 11 頁をお開き願います。

議第 48 号 国保連合会国保情報集約事務共同電算処理業務規則の廃止についてご説明します。

平成 30 年度の国保都道府県単位化に伴う国保情報集約システムの稼働にあたって、本会では「国保情報集約事務共同電算処理業務規則」を制定し、市町村保険者からの委託書の提出をもって業務を実施して参りました。

当該システムの本年 3 月末更改のクラウド化に伴う国保中央会との共同運用管理の実施を機に、本年 4 月からは、国保中央会が示した市町村保険者と国保連合会との個別委託契約の締結により引き続き業務を実施するため、当該規則を 3 月末で廃止するものでございます。

国保連合会国保情報集約事務共同電算処理業務規則の廃止についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 48 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 48 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 49 号「国保連合会国民健康保険事務共同電算処理委員会規程の廃止」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料の 17 頁をお開き願います。

議第 49 号 国保連合会国民健康保険事務共同電算処理委員会規程の廃止について、ご説明します。

当該委員会については、保険者共通の事務を一元的に共同電算処理するために、第 3 条に掲げる事務の調査、研究を行うこととしておりますが、これらの事務は既に全国標準システムである国保総合システムに移行し処理していることから、委員会の目的は達成され、役割を終えたことにより廃止するものでございます。

今後、保険者の皆様と調整が必要な事項が発生した場合は、本会が主体となり調整を図って参ります。

国保連合会国民健康保険事務共同電算処理委員会規程の廃止についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 49 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 49 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 50 号「国保連合会健康総合対策事業委員会規程の廃止」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料の 21 頁をお開き願います。

議第 50 号 国保連合会健康総合対策事業委員会規程の廃止について、ご説明します。

当該委員会は、医療・保健・福祉を包含した総合的事業を調査、研究し、実施することを目的としておりますが、第 3 条に掲げる内容について、全保険者に対する各種調査等に基づき実施方策を策定しており、これにより委員会の役割が果たされていることから廃止するものでございます。

なお、今後も保険者ニーズを把握する機会を設け、保健事業等にかかる保険者支援の充実に努めて参ります。

国保連合会健康総合対策事業委員会規程の廃止についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 50 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 50 号については原案のとおり承認いたします。

(議 長)

次に、令和 6 年度分の議決事項に移りますが、令和 6 年度事業計画と予算の審議に入ります前に、令和 6 年度事業計画における主な取組や予算の編成の基となる令和 6 年度における財政運営上の課題と手数料等の改定について、総務委員会での審議状況を委員長からご報告いただきたいと存じます。

それでは委員長よろしくお願いいたします。

(総務委員長：久御山町 信貴町長)

総務委員会委員長を仰せつかっております久御山町長の信貴でございます。

昨年 11 月 17 日に開催されました総務委員会の協議状況をご報告申し上げます。

総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、令和 6 年度の事業計画の策定と予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組や財政運営上の課題と手数料等の改定について、協議いたしました。

協議内容についてでございます。

まず、令和 6 年度事業計画における主な取組につきましては、国保総合システムについて、クラウドへの移行後、6 年 4 月からの全国一斉稼働による支払基金との受付領域の共同利用を実現し、安定稼働に努めていくとの説明がありました。

あわせて、医療保険における訪問看護療養費の電子化での請求に向けた対応や介護情報を電子的に閲覧できる情報基盤の整備に向けた取組の推進などが報告されました。

次に、財政運営上の課題と手数料等の改定につきましては、財政運営上の課題として、介護保険や後期高齢者医療等に係る業務の手数料収入は今後も増収が見込まれる一方、被

保険者数が減少する国保業務の手数料収入は減少するなど、業務によって収入の動向が異なる中、システムの更改財源をはじめ、各業務に必要な財源を的確に確保するためには、中期的な視点に立って財政を運営することが重要との考えのもと、3年間の収支見直しを作成し、順次手数料の見直しを進めているとのことでありました。

この収支見直しの結果、6年度から健康診査及び予防接種等審査支払手数料については引上げを、障害者総合支援法関係業務に係る手数料及び国保情報集約システム運用管理手数料については、引下げを行うとの説明がありました。

また、国保データベースシステムによるデータ作成業務に関する委託料については、国保中央会への負担金が増額となることから引上げをお願いしたいとのことでありました。

なお、これらの手数料の改定については、保険者に事前説明を行い、一定の理解を得ているとのことでありました。

総務委員会といたしましては、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承し、令和6年度の事業計画の策定と予算の編成について、内容を精査して進めるよう求めたところでございます。

以上をもちまして、総務委員会の報告といたします。

(議 長)

信貴委員長どうもありがとうございました。ただ今の委員長報告について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、審議に入ります。

まず、議第1号「令和6年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第1号 令和6年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。

資料の27頁をお開き願います。

はじめに、「16年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目のマルのとおり、国保連は、国民健康保険の保険者の共同体として必要な業務を行う目的で設立されましたが、その後、業務内容は順次拡大しています。

また、二つ目と三つ目のマルのように、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政府の医療DX推進本部が策定した「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」等の取組を進めることが示され、その内容は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認を医療機関や薬局に加えて、訪問看護などにも導入する取組を進めるとともに、電子カルテ情報等を全国の医療機関や薬局との間で共有・交換する仕組みを構築するとされています。

また、自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携し、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有するとともに、介護事業所が保有する情報についても介護事業所・医療機関等で情報共有ができる基盤となる全国医療情報プラットフォーム

を令和 8 年度本格開始に向け構築していくとされており、国保連合会事業に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

具体的には、四つ目のマルのとおり、マイナンバーカードを利用した予防接種事務デジタル化への対応においては、国保連は予防接種費用の請求支払業務等を担うことや、診療報酬改定 DX の取組の一環として、今般、国において、各自治体が行う全ての公費負担医療及び各自治体が単独に設けた医療費等助成事業の制度情報を集約する「地単公費マスタ」の一元的整備を国保中央会が事務局となり、国保連とともに進めることとされました。

このように国保連を取り巻く環境が変化する中、五つ目の〇のとおり、本会では、これまでの通常業務を推進することはもとより、国保連合会・国保中央会が策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023」の業務運営方針に基づき、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 6 年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1) 国保総合システムの対応でございます。

国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、本会では 6 年 1 月からのクラウドへの移行に対応した後、4 月からの全国一斉稼働による支払基金との受付領域の共同利用を実現し、安定運用に努めて参ります。

また、支払基金との審査支払領域の共同利用の実現に向けて、国保中央会は 6 年度から設計等の作業に着手する予定です。審査支払領域の共同利用では、現行のシステムより保守運用費を縮減することが求められていることから、システムの最適化に取り組む一方で、政府が重要課題として取り組んでいる診療報酬改定 DX にも積極的に協力していくことが求められています。

国保中央会と連携の下、これらの取組について、整合性や効率性を確保しながら着実に進めて参ります。

次に、(2) 自動レポーティング機能による差異の見える化に向けた取組でございます。

支払基金と国保連の診療報酬審査に関して、「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」に伴う対応として、これまでコンピュータチェックの精緻化や、各都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行ってきましたが、支払基金・国保連における事務点検や審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じるかを把握できるレポーティング機能が、6 年 4 月から国保総合システムに実装され、その機能を活用し結果を比較できる形で自動レポーティング結果と不合理な差異の解消のための PDCA の状況を公表することとなっています。

次に、(3) 訪問看護療養費の電子化では、5 年 1 月の開始予定から延期されていた医療保険における訪問看護療養費の電子化での請求について、健康保険証の廃止時期と合わせた 6 年 12 月にオンライン請求・オンライン資格確認が義務化されることになりました。

紙様式のレセプトをオンライン請求に切り替えることにより、請求事務や処理事務の効率化が図れ、介護保険と併せた訪問看護全体のデータ分析など、レセプト情報の利活用推進にも繋がることとなります。

本格対応に向け、オンライン請求システム及び国保総合システムが円滑に運用できるよ

う進めて参ります。

次に、(4) 介護情報基盤整備構築に向けた取組の推進でございます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、医療・介護間の連携を強化しつつ、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するとされており、その介護情報基盤となるシステム整備については、厚生労働省からの依頼に基づき、国保中央会が一元的に整備することとなり、開発を進めています。

介護情報基盤の管理・運営については、改正介護保険法において「地域支援事業」に位置付けられ、市町村からの地域支援事業の委託先として「国民健康保険団体連合会」が規定されました。自治体システム標準化のスケジュール等を踏まえ、8年4月の本稼働を目指し取組を進めます。

次に、(5) その他の次期システム更改に向けた取組の推進でございます。

後期高齢者医療請求支払システム及び特定健診等データ管理システムについては、8年3月末に機器更改期限を迎えるため、同年4月に、政府の方針であるクラウド化を前提にシステム更改が予定されています。

次期システムにおいては、安定稼働・性能の担保を前提としたうえで、ランニングコスト削減を図るなど、現行システムの課題などを整理し、システムの開発等の取組を進めます。

次に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

6年度実施予定の研修会等につきましては、37頁に記載の6年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

次の頁へ参りまして、最後に、(7) 人材育成確保・組織活性化計画（仮称）の策定と実践でございます。

今後、国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉を支援する総合専門機関の役割を果たせるよう、職員全体の意識と能力の向上、組織の活性化を目的とした人材育成確保・組織活性化計画（仮称）を策定し、必要な取組を積極的に進めて参ります。

31頁をご覧ください。

「3 6年度個別取組」でございます。

6年度の個別取組につきましては、31頁から36頁にかけて、115項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。それでは原案のとおりご承認いただきましたので、議第 1 号については次の総会に付議いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 6 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 6 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」まではいずれも予算に関連する議案であることから、これを一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

資料の 39 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 6 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。

1 枚おめくりいただき、6 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、43 頁「議第 3 号令和 6 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 181 頁「議第 11 号令和 6 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、189 頁の「令和 6 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

189 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

本会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。6 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

手数料では、臨時接種の新型コロナワクチン接種事務費の減や被保険者数の減少により審査支払手数料等が減となるほか、国保総合システム等の更改が令和 5 年度に終了したことによる減価償却引当資産繰入金の減等により、収入見込額は、前年度を 5 億 7,503 万 4 千円下回る 23 億 6,517 万円となっております。

190 頁をお開き願います。

また、支出見込額についても、人件費や減価償却引当資産積立金等は減となるほか、国保総合システムの更改終了や新型コロナワクチン接種事業費の減額に伴い管理費その他が減となることから、前年度比 6 億 6,534 万 5 千円減の 22 億 7,485 万 9 千円にとどまり、収入見込額が支出見込額を 9,031 万 1 千円上回っております。この超過する財源については、今後見込まれる国保総合システムの支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発等に備えて、減価償却引当資産と ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

191 頁をご覧願います。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

7 年更改予定の介護保険審査支払等システムの更改費に充当する減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となることから、収入見込額は、前年度を 2,528 万 6 千円上回る 5 億 4,038 万 8 千円となっております。

一方、支出見込額については、減価償却引当資産等の積立金が減になるものの、システム更改費や機器購入費等の増により管理費その他が増となることから、前年度比 466 万 7 千円増の 5 億 1,976 万 9 千円にとどまり、収入見込額が支出見込額を 2,061 万 9 千円上回

っております。この超過する財源については、現在、開発が進められている介護情報基盤整備構築に向けての対応等に備え、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

192 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

この特別会計の業務勘定におきましては、6年度から8年度までの3年間の収支見通しの結果、6年度から手数料単価を引き下げさせていただくことから、手数料収入は、減となっておりますが、7年更改予定の障害者総合支援給付審査支払等システムの更改費に充当する減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となることから、収入見込額は、前年度比325万6千円増の1億9,572万3千円となっております。

また、支出見込額については、審査支払件数の増に伴い人件費が増加することなどから、前年度に比べて325万6千円の増となり、収支が均衡するものであります。

193 頁をご覧ください。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

被保険者数の増加により後期高齢者医療審査支払手数料等は増となるものの、国保総合システム等の更改が令和5年度に終了したことにより、減価償却引当資産繰入金等の減により、収入見込額は、前年度比2億6,060万9千円減の13億8,650万6千円となっております。

また、支出見込額についても、減価償却引当資産積立金の減少に加えて、国保総合システムの更改終了に伴いシステム開発・改修等の管理費その他が減となることから、前年度を3億4,604万6千円下回る13億106万9千円にとどまり、194頁をお開きいただきまして、収入見込額が支出見込額を8,543万7千円上回っております。この超過する財源については、診療報酬審査支払特別会計と同様に、今後見込まれる国保総合システムの支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発等に備えて、減価償却引当資産、財政調整基金積立資産およびICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

195 頁をご覧ください。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

特定健診手数料や減価償却引当資産繰入金の増により、収入見込額は、前年度比2,244万円増の9,278万5千円となっております。

また、支出見込額についても、人件費や特定健診等データ管理システム開発負担金の増等により管理費その他が増となるものの、前年度比1,210万1千円増の8,244万6千円にとどまることから、収入見込額が支出見込額を1,033万9千円上回っております。この超過する財源については、減価償却引当資産とICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

なお、特定健診等データ管理システム開発負担金は、8年度に更改予定の次期システムの更改に要する負担金であり、6年度、7年度の2か年にわたり国保中央会へ支払うこととなっており、減価償却引当資産を充当します。

196 頁をお開き願います。

引続きまして、「3 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

5年9月までの支払実績額を基に算定した5年度支払見込額に、支払額の過去3箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に0.1を加算した率を乗じて6年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、このページの「① 診療報酬審査支払特別会計」から次のページの「⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支

払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、自己都合退職者1名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルのとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算は、5年12月までの支払実績額を基に算定した5年度支払見込額に、支払額の過去3箇年の伸び率の平均に0.1を加算した率を乗じて6年度支払見込額を見積もっております。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、198頁の表に記載のとおりでございます。

次の199頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

200頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。200頁から次の頁にかけて、6年2月1日現在の5年度末及び6年度末の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめており、先ほどの業務勘定の予算案でご説明いたしました状況を記載しております。

202頁をお開き願います。

「7 手数料及び負担金一覧」で、6年度に改定をお願いする手数料についてご説明いたします。

この頁の(1)一般会計の項番③の負担金は、退職者医療制度廃止により、国保中央会へ納付する退職者医療事業分担金が廃止されるものです。

次の項番④の負担金については、本会を經由して国保中央会へ納付するもので、KDBシステムが5年度末のクラウド化・拠点集約を伴う機器更改を期に負担金の見直しが行われたことなどから、改定するものでございます。

次に(2)診療報酬審査支払特別会計の項番④、⑤の手数料につきましては、6年度から8年度までの収支見通しにおける収支不足額101万3千円を補てんするために改定を行うものでございます。

次に203頁、項番④の手数料は、被保険者は減少するものの、国保情報集約システムが5年度末に機器更改期限を迎え、クラウド化されることに伴い、システム機器等の保守管理費等について減額が見込めるため、手数料単価は引き下げしております。

このほか、204頁をご覧いただきまして、後期高齢者医療に係る項番⑬の後発医薬品差額通知対象者データファイル等作成手数料についても、業務実費改定に伴い改定しております。

最後に、次の頁の(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計の項番①、②の手数料につきましては、6年度から8年度までの収支見通しにより、引き下げするものでございます。

ただ今ご説明しました手数料等の改定については、保険者の皆様方にはご説明のうえご理解をいただいております。

最後に、207頁と208頁は職員給与費明細書でございます。

6年度の職員数は、障害者総合支援法関係業務における審査支払取扱件数の増加に伴い業務量の増大が続いていることより、前年度より1名増の107名としております。

令和6年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

大変多岐にわたる説明でありましたが、ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 2 号から議第 11 号までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 2 号から議第 11 号までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 12 号「国保連合会規約の一部改正」と議第 13 号「国保連合会職員の定年の引上げ等に係る関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定」は関連議案であるため一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議第 12 号 国保連合会規約の一部改正及び、議第 13 号 国保連合会職員の定年の引上げ等に係る関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明します。

資料の 267 頁をお開きいただき、参考として添付している「議案説明資料」を用いてご説明させていただきます。

この制度については、国や地方自治体においても昨年見直しがなされておりますが、本会においては令和 5 年度に定年の引上げ年齢に該当するものがいなかったことから、京都府の状況を確認したうえで、本会に合わせた制度として定めようとするものです。

規則制定の趣旨としましては、少子高齢化並びに人口減少が進展する中で知識、技術、経験などの継承が必要とされ、国により定年年齢を引き上げることが求められていること、適正な新陳代謝の促進と計画的な人事管理の実施を通じて、職員の志気の高揚と組織活力の維持を図るため、以下の改正を行うものでございます。

定年の引上げ等に関する主な改正としまして、職員の定年年齢を国と同様に現行の 60 歳から 65 歳に改め、60 歳に達した職員の給与については、翌年の 4 月 1 日以後、給与額を 7 割とします。

管理監督職等勤務上限年齢制の導入については、係長以上の職である管理監督職等から主任に降任させる制度を定め、268 頁をお開きください。その給与額は降任前の 7 割水準とします。

(4) 新たな再任用制度の導入としまして、60 歳に達した日以後定年前に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる関係規定を定め、暫定再任用として、現在の再任用制度を令和 14 年 3 月 31 日まで引き続き設けます。

(5) 60 歳に達した年度末以後、定年前に退職した者の退職手当については、「定年退職」として退職手当を支給し、不利益とならないよう取扱います。

269 頁をご覧ください。

その他の改正としまして、55 歳以上の職員の昇給制度の見直しと育児休業等に関する規定の改正を行います。

国保連合会規約の一部改正及び、国保連合会職員の定年の引上げ等に係る関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定についての内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 12 号及び議第 13 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 12 号については次の総会に付議し、議第 13 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 14 号「国保連合会物品貸出規則の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料の 271 頁をお開き願います。

議第 14 号 国保連合会物品貸出規則の一部改正について、ご説明します。

この規則を基に、保険者が開催する健康づくりイベント等において、健康関連機器等の貸出しにより支援しております。現在、貸出物品については第 2 条に列記しておりますが、貸出物品に変更が生じた場合に、迅速に対応できるよう、これを連合会事務局長が別に定めることに改正するものでございます。

国保連合会物品貸出規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 14 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 14 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 15 号「国保連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料の 275 頁をお開き願います。

議第 15 号 国保連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止について、ご説明します。

この規則は、国保中央会と契約している日本年金機構等から送付された年金受給者一覧表を、本会から各市町村に送付する事業について、国保中央会退職者医療事業分担金規程に基づく分担金の納付に要する費用に充てるため、市町村の皆様から分担金をいただくものでございます。

これについて、法改正により、退職被保険者等の経過措置が令和 6 年 4 月 1 日付けで廃止されることから規則を廃止するものでございます。

国保連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 15 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 15 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 16 号「国保連合会理事長表彰の選考決定」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

資料の 279 頁をお開きいただきまして、「議第 16 号 国保連合会理事長表彰の選考決定」についてご説明いたします。

理事長表彰被表彰者の決定は、国保連合会表彰規程第 3 条第 1 項に基づき、関係団体の推薦により理事会において選考決定を行うものでございます。

281 頁をお開きいただきまして、関係団体から同規程第 2 条の第 1 号から第 7 号に該当する方をご推薦いただいております。

283 頁をお開き願います。

この度の選考決定に当たりましては、保険者、病院組合、審査委員会等の 17 団体から各号該当の 113 名をご推薦いただいております。

なお、284 頁以降に被表彰推薦者名簿を添付しております。

また、本来でございますと、通常総会に合わせて表彰式典を催すべきところ、総会は Web 会議とするため、昨年同様、被表彰者の皆様方への表彰状及び記念品の伝達は事務局から行いますことをご了承いただきますよう、お願いいたします。

理事長表彰の選考決定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。
ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 16 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。本来であれば、総会の席で表彰すべきところ、総会を Web 会議方式とする予定であることから、表彰状及び記念品を事務局から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 17 号「国保連合会通常総会の開催」を議題とします。

本件については、事務局の説明を省略し、通常総会を 2 月 22 日午後 2 時から、Web 会議方式で開催することにご異議ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、左様に決めます。
議決事項は以上でございます。
続いて、その他として事務局から報告を聴取いたします。

(事務局：総務課長)

資料の 291 ページをお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて本会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から理事会へ報告がなされております。

今回の監査においては、事務手続簡素化の観点から一定の金額基準を設け複数の見積りを不要としてはどうかなどの契約関係事項について 4 点、各種委員会の在り方に関し 2 点の指摘を受けております。

これらのうち契約事務の簡素化については、検討を進めることとし、その他については指摘に基づき措置を講じることといたします。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので、他に皆様から何かございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会させていただきたいと思います。
大変長時間にわたりまして円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。